

首都圏中央連絡自動車道 柳橋高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	・入札公告(説明書) 第4-4-2 技術評価の評価項目等 ・入札公告(説明書) 第4-4-3 技術提案書の作成	第4 総合評価落札方式の4-3技術提案書の作成に△過度なコスト負担を要する提案の取扱い【提案例】で①多軸式特殊台車以外の架設方法や、補助工法として大型クレーンを用いる提案、予備の多軸式特殊台車を用意する提案と記載されていますが、これは4-2技術評価の評価項目等の①多軸式特殊台車架設による架設作業を通行止め時間内に確実に完了させるための留意点と対応に関する提案のみに適用されると考えてよろしいでしょうか。 同じく【提案例】で②桁架設時について架設工法(ペント併用トラッククレーン(クローラークレーン)工法)を変更する提案や監視員を配置する提案、合成床版架設時について監視員を配置する提案と記載されていますが、これは4-2の②供用中の高速道路(I期線)を走行する一般車両への桁架設時(PD20～AD2間を除く)及び合成床版架設時(PD20～AD2間を除く)の安全確保に関する提案のみに適用されると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2			
3			
4			
5			